

## 第1章 大田区における特別支援教育推進の方向性

### 1 大田区における特別支援教育の基本方針

これまで、大田区立小中学校における心身障害教育については、障害のある児童・生徒等が個性や能力を伸ばすとともに自立し、社会参加する資質を培うことを目指してきた。その中で、知的障害のある児童・生徒を対象にした固定の\*心身障害学級と通常の学級に在籍する視覚障害、聴覚障害、言語障害、情緒障害のある児童・生徒を対象とした通級指導の心身障害学級を設置し、さらに、千葉県館山市に小学校3年生から6年生までの病虚弱児童を対象とした館山養護学校（平成19年4月以降館山さざなみ学校と名称変更）を設置し、きめ細かな教育を行ってきた。

また、教育目標に基づき、教育委員会が推進する大田区における教育政策の指針として示した「大田教育推進プラン」の中で、「心身に障害のある子どもたちが、その能力や可能性を最大限に伸ばして、社会的に自立できるようにするため適正な就学指導や相談体制を整えて、心身障害教育の充実を図る」という方針を掲げ、取り組んできている。

さらに、これまでの障害のある児童・生徒や保護者に対し、大田区立教育センター等において、\*就学相談を実施するなど、適正な就学に努めてきた。

今後、大田区において「心身障害教育」から「特別支援教育」への転換を図っていくことになるが、障害のある児童・生徒の教育ニーズを把握し、自立や社会参加に向けた教育的支援を進める上で、これまでより一層の適正な就学ができるよう努めていくことが肝要である。

現在、各学校では、\*「校内委員会の設置」、\*「特別支援教育コーディネーターの指名」、\*「個別指導計画の作成」等の校内支援体制の整備が求められているが、このことは、従来の心身障害教育が果たしてきた役割や実績を否定するものではなく、これを継承・発展させていこうとするものである。

したがって、特別支援教育への転換においては、これまでの心身障害教育における取り組みをふまえ、培われてきた教育水準等が維持・向上できる方向で推進していくとともに国や東京都の動向を受け止め、特別支援教育を推進することが重要である。

今後の大田区における特別支援教育の基本的な考え方を次の通りにする。

大田区における特別支援教育は、これまでの心身障害教育の一層の充実を図るとともに、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等を含む障害のある幼児・児童・生徒一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、その幼児・児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸長するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。